

令和5年3月23日

講習会受講者および受講予定の皆様

(公社) 滋賀労働基準協会

講習会における「マスク着用」に関するお知らせ

平素より、当協会主催講習会の受講と新型コロナウイルス感染拡大防止へのご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、令和5年3月13日より、新型コロナウイルス感染症対策におけるマスク着用については、「個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねること」を原則とする旨が厚生労働省より公表されました。

当協会では従来よりコロナ感染防止の観点から、講習会場でのマスク着用、入室時の手指の消毒と検温等へのご協力をお願いし、会場におけるこまめな換気の実施や、定員を制限した形でソーシャルディスタンスの確保に努めてきました。

今後も、受講者の皆様ならびに職員・講師の安全確保を最優先に、政府の方針に基づき講習を実施しますので、引き続きご協力のほど宜しくお願い申し上げます。なお今後の情勢により方針変更の可能性もございますが、その際は改めてお知らせ致します。

【マスク着用に関する考え方】

講習実施時におけるマスク着用は、個人の判断に委ねることと致しますが、発声を伴ったり、グループ討議等で一定の距離を保てない場合などは、マスクの着用をお願いすることもございますので、予めご承知おきください。また、マスクをお持ちでない方で希望される方には、マスクを配布しますので、遠慮なくお申し出ください。

【継続して対策を実施】

- ・ こまめな手洗い、咳エチケット、アルコール消毒液での手指消毒の実施
- ・ 講習会場のドアや窓などの開放や、設置した空気清浄機での定期的な換気の実施
- ・ 飲食時や喫煙時など、マスク未着用時における会話の自粛（黙食・黙煙）
- ・ 講習会当日に体調がすぐれない場合は、体調を最優先にご受講をお控えください。万一、講習中に発熱など体調に異変を感じられた場合は、速やかに講師・スタッフへお申し出ください。

以上